

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和4年11月30日京都市条例第22号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

諸般の状況により、教頭及びこれと同等の職にある者等の給料の額について、令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間、特例措置を講じることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年11月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第22号

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「令和3年7月1日」を「令和4年12月1日」に、「同年4月1日」を「令和3年4月1日」に、「令和4年10月31日（同号に掲げる教職員にあっては、令和5年3月31日）」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)